

議案第 26 号

米原市地域包括支援センター条例の制定について
米原市地域包括支援センター条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 27 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）の施行に伴い、制定の必要を認めたため、この案を提出するものである。

米原市地域包括支援センター条例

(設置)

第1条 市は、地域住民の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援するため、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第2項の規定により、地域包括支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(基本方針)

第2条 センターは、第4条第1項各号に掲げる職員が次条に掲げる事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービスまたは福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した生活を営むことができるようにしなければならない。

2 センターは、米原市地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

(事業)

第3条 センターは、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業

(2) 法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）および同条第2項各号に掲げる包括的支援事業

2 前項に規定するもののほか、センターは、法第115条の45第1項第2号および厚生労働省令で定める事業について必要に応じて実施するものとする。

(職員の基準および員数)

第4条 一のセンターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員およびその員数は、原則として次のとおりとする。

(1) 保健師その他これに準ずる者 1人

(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人

(3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人

- 2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一のセンターを設置することが必要であると米原市地域包括支援センター運営協議会において認められた場合における当該センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人または2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人および専らその職務に従事する常勤の同項第2号または第3号に掲げる者のいずれか1人

(地域包括支援センター運営協議会の設置)

第5条 センターの適切、公正かつ中立な運営の確保を図るため、米原市地域包括支援センター運営協議会を置く。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。